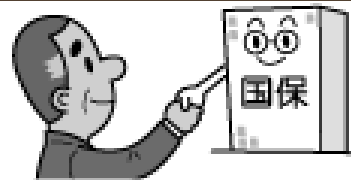


# 和地ひとみレポート No.182

## 平成27年東大和市議会第4回定例会が閉会 国民健康保険税条例の改正の内容は？



### ■『東大和市における個人番号の利用等に関する条例』は賛成多数で可決

…12月1日から開催されていたH27年東大和市議会第4回定例会が12月15日に閉会となりました。以前のこのレポートでも触れたように、今定例会には「マイナンバー」に関連するもの、国民健康保険税条例等の一部改正など、生活に身近な議案が多く出されていました。

…まず、マイナンバー関連の議案の「東大和市における個人番号の利用等に関する条例」は、市が取り扱う事務の中で、マイナンバーを利用する事務とその執行機関（≒責任者）の骨子が定められたものです。各項目の詳細については別途『規則で定めるもの』とされており、今後、その具体的な取り扱いについては規則で定められます。

…この議案についてはマイナンバーの取り扱いのスタート時ということもあり、本会議だけではなく、市議会の総務委員会に付託し、詳細を審議。審議の中では他自治体で発覚したマイナンバー関連の失態や企業や年金機構などの情報漏えいの例や、中小企業がマイナンバーを扱う際の負担などを例に「マイナンバー制度自体」に反対する意見も出たようですが、今後の市民の利便性の向上、徴税の公平、公正性の強化、事務手続きの軽減化などを理由とした賛成意見が多く、委員会の審議ならびにその後の本会議でも賛成多数で原案通り可決となりました。マイナンバー制度が実際にスタートするうえでは、市もその取り扱い規則を早急に作成し、体制を整えることが一番重要だと思います。

### ■『東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例』案の内容は

…議案の中で、市民の関心が高かった議案が「東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」です。この議案については、私も所属する市議会厚生文教委員会に付託され、審議を行いました。

…今回の改正案の背景は以下の通りです。

①国民健康保険事業特別会計は一般会計からの赤字補てんに依存している運営が恒常化している。

②医療費の抑制施策や収納率向上のための施策を市も講じており、一定の効果はあるが、今後の被保険者の減少を考慮すると、それら施策を考慮しても、単年度で7億7400万円の財源の不足が生じる。

③特別会計の本来のあるべき姿は、国・都等からの補助金、交付金や法に定められた市の一般会計からの法定繰入金を除き、被保険者からの保険税でまかなうべき。

…このような現状を市は問題とし、国民健康保険運営協議会に諮問した結果、改定案を議会に提出しました。改正案のポイントは以下の通りです。

①市では3年毎に国民健康保険税の見直しを行うが、H30年度からの国保広域化の影響が不明なので今回の改正は2ヵ年を見越した見直し。

⇒今回の改正を行った場合、法定内の繰入のほか一般会計から単年度約7億円を国保会計に投入しても、約7400万円/年の不足が生じるため、国民健康保険税を平均4%増、被保険者一人あたりの国民健康保険税の平均調定額を年額約¥3366増額したい。

②賦課方式を4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から2方式（所得割・均等割）に変更。

⇒資産割については年金収入のみの方が固定資産税と国保税の資産割と課されるのは負担感が大きい。（国保総世帯数のうち、資産割が賦課されている世帯は44.8%）

⇒平等割は世帯の人数に関わらず世帯単位で賦課されているため、単身世帯には負担感が大きい。

（国保の単身世帯は国保総世帯数の54.2%。このうち65歳以上74歳以下の単身世帯は全体の22.3%。国保単身世帯の41.1%）

⇒資産割・平等割を廃止した分は所得割・均等割に転嫁する。

⇒多摩26市のうち、2方式の自治体は14市、3方式の自治体は5市、4方式の自治体は7市。都内23区は全て2方式。

③課税限度額を2ヵ年かけて4万円ずつ段階的に引き上げる。

⇒国の社会保障と税の一体改革の中で、負担能力に応じた応分の保険税負担を求める方針が示され、今年度も昨年度に引き続き課税限度額の引き上げを実施。（全体の課税限度額を81万円から85万円に）

⇒東大和市の現行の77万円（医療分＝基礎課税分51万円・後期高齢者支援分14万円・介護分12万円）を法定限度額85万円に追いつかせたい。

④多身世帯の負担軽減策の導入

⇒前回の引き上げの際に議会から出された意見に基づき、世帯に18歳未満の児童が3人以上いる場合は3人目以降の均等割を無料化。

（裏面に続く）

## ■厚生文教委員会での審議の内容は

…厚生文教委員会で、この改正案について審議された際には質問や様々な意見が出ました。まず、国保会計の財政難は多くの自治体で同様な中、近隣市の改定の状況について質問が出ました。11月中旬に事務レベルで確認した状況は、改訂をしない自治体は7市、増加の改定については20%増が1市、15%増が1市、10%増が5市、5%増が2市、5%未満の増が3市で残りの市は改訂を予定、検討中とのことでした。

…また、今回の改定案には市が改定後の保険税についてモデルケースで試算した表が添付されており、以下の場合は改正後、現行より保険税が下がる結果になります。

【70歳の単身世帯の年金年収245万円以下の世帯】

【70歳夫婦世帯(妻収入無し)の年金年収190万円以下の世帯】

【40歳夫婦子ども2人の4人世帯(夫給与収入のみ)の給与年収が98万円以下の世帯】

【40歳夫婦・18歳未満の子ども3人の5人世帯(夫給与収入のみ)の給与年収が272万8000円以下の世帯】

この試算結果は、低所得者、高齢者について配慮した改正の結果かという質問に対し市は「各世帯の細かい条件を考慮した場合試算通りにはならないが、賦課方式を2方式にしたこと、多子世帯の負担を軽減したことの結果」との答弁でした。

…反対意見として出たのは「値上げになるので市民の負担が大きくなる」「保険税が高いから国保に加入せず、診察が受けられない人がいる」というもの。しかし、市では保険税の支払いが困難な人は市の窓口相談に行けば『短期被保険者証』が発行してもらえ、納税が困難な場合に支える制度も様々あります。

…私は委員会の中で、質問者が使用する『市民』という言葉の明確に把握したいと思いました。この『市民』というのは全市民ではなく、国民健康保険の被保険者を指しています。市民全体の国保被保険者は約28%。その他の市民は国民健康保険制度以外の制度に加入し、自己負担分を支払っています。今回の改定をしても、国民健康保険事業の赤字を補てんするために市は単年度で約7億円を法定外の繰り入れで一般財源から出す『その他繰り入れ』として国保会計に入れます。誰しも、いつかは国民健康保険制度のお世話になるとは言え、もし、このその他繰り入れ分を他の事業に充てられたらと考えずにはられません。市は「国保制度の安定化のために、一定の『その他繰り入れ』をすることは必要と考えているが、バランスも大切」との考えを示しました。

…『値上げ』は歓迎されるものではありませんが、現状を改善する上で改正は必要と考え、私は、本会議で改正案に対する賛成討論を行いました。

…人口減少、少子高齢化は様々なところに影響を及ぼします。東大和市だけの問題ではないですが、地方分権が進む中、東大和市としては、行政も様々な努力、工夫をし、私が一般質問で取り上げたように、自分たちのまちが選ばれ、住んでいる人が「東大和市に住んでいて良かった」と思えるような施策を総合的に推し進めていくことが必要だと、改めて痛感しました。

## 【国保税の改定案に対する私の賛成討論】

当市の国民健康保険事業特別会計は、一般会計からの「その他繰り入れ」という形での赤字補てんに依存する形が恒常化している状況です。

国が「国民健康保険法」第十条で国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならないとしているのは、本来の目的のための収支を明らかにし、そのうえで、健全な財政運営を目指すことを示していると考えます。当市においては、平成12年に改定した税率から10年間改定を行わず、その『しわ寄せ』ともいべき大きな改定を平成24年度に行いました。

今回の改定は、このようなことのないように行政改革大綱で定められた3年に1度の見直しであり、また、国の「国民健康保険法」第十一条で設置を定められている国民健康保険運営協議会からの答申に基づいたものです。今後、少子高齢化が進むことにより、被保険者数が減少し、給付費が増加することが予想されることも見越したうえでの今回の改定は必要不可欠なものだと考えます。市は、今回の改定には前回の改定の際に議会が示した多子世帯の負担軽減策も盛り込んでいます。また賦課方式においては、二重課税ではないかと言われることのある、資産割を廃止し、今後の広域化を見込んだ2方式に変えるなど、国民健康保険事業の安定に対し、長期的な視野で見直しをかけたものと考えます。また、市はジェネリック薬品の推奨や様々な疾病予防事業を推し進め、単年度でさらに3000万円の給付費抑制にも尽力していくこととします。

国民健康保険は安心して生活できる基礎的な仕組みであり、その会計が健全であることが、その安心の大前提です。制度については様々な仕組みの問題が指摘されているところですが、現行の仕組みの中で「本来あるべき形に近づけるために最善を尽くす」という意味で、今回の改定は目先だけでなく、本質的に必要なものと考え、改定をするべきだと考えます。

年内のレポートは今号で終了です。  
様々なご意見、ありがとうございました。  
良いお年をお迎えくださいませ。  
来年も、よろしくお願いいたします。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」  
【プロフィール】



1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山奥の小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。/「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。その後、人材開発部長を拝命。/『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報などに従事。2011年4月、初当選。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員  
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>  
✉ [wachi\\_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp) 【電話・FAX】 042-516-8546  
〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102